不利益処分の処分基準

処分の内容		融資依頼の決定の取消し等
所管部課係名		市民生活部産業振興課農業商工業振興係
根拠法令及び条項		新座市緊急運転資金融資規則第１２条 市長は、融資依頼を決定された者又は融資を受けている者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを取り消し、又は既に融資の行われた金額の全部若しくは一部を返還させることができる。 ⑴ 第４条に規定する資格を欠くに至ったとき。 ⑵ 第８条第２項に規定する借入手続を完了しないとき。 ⑶ 融資された資金を目的以外に使用したとき。 ⑷ 申込みの内容に偽りがあったとき。 ⑸ 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。
処分基準	関係条項	
	基準（未設定の場合はその理由）	未設定の理由： 融資依頼決定の取消しの要件については、本規則中に具体的に定められており、改めて処分基準を加える必要がないため。 また、埼玉県信用保証協会の信用承諾が得られない場合、又は金融機関による審査において取り扱えない判断が下りた場合も決定の取消しの対象となるが、埼玉県信用保証協会による保証承諾が得られるか否か、又は金融機関の取扱いの決定が下りるか否かについては、それぞれの審査基準であり、市では関与できないため。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　　年　月　日設定（平成　年　月　日最終変更）